

岩美町特定不妊治療費助成制度が変わります

平成 28 年 4 月から、岩美町特定不妊治療費助成制度が以下のように変わります。制度を利用される際には十分ご注意ください。



助成回数の上限が変わります

	平成 26・27 年度			平成 28 年度 4 月以降に申請
	平成 25 年度以前から助成を受けている場合	平成 26・27 年度に新規で助成を受ける場合		
年齢による制限	なし	40 歳未満の場合	40 歳以上の場合	あり
年間助成回数	3 回	制限なし	平成 26 年度 3 回、平成 27 年度 2 回(平成 27 年度が初年度の場合は平成 27 年度 3 回)	制限なし
通算助成回数	通算 10 回	通算 6 回	平成 26・27 年度で通算 5 回(平成 27 年度が初年度の場合は通算 3 回)	①40 歳未満 通算 6 回 ②40 歳以上 通算 3 回
通算助成期間	通算 5 年			
備考	<p>*平成 27 年度までの助成回数が 6 回(40 歳以上の場合は 3 回) 未満の場合は、28 年度以降も 27 年度までの助成回数と通算して 6 回(40 歳以上の場合は 3 回) まで助成を受けることが可能です。</p> <p>*通算回数はリセットされず、過去に受けた助成を含めて計算します。</p>			

*上記の通算助成回数を超えた回数については、特定不妊治療に要した費用又は 2 万 5 千円のいずれか低い額を助成。ただし、新規で本助成金を受けてから通算 5 年度まで。

助成の上限額が変わります

本助成制度における治療費の実情をふまえ、平成 28 年 4 月 1 日以降に治療を終了したものから、助成上限額を拡充します。

治療内容により、上限 10 万円(採卵あり)、上限 5 万円(採卵なし)となります。

*平成 28 年度以降、採卵治療で初回治療のものについては、上限 20 万円。

*男性不妊治療を同時に行った場合、その治療費を算定基準額の合計に含みません。

助成制度の利用にあたって

対象者は下記の条件をすべて満たす方になります。

- 1) 夫又は妻のいずれか一方又はその両方が1年以上継続して岩美町内に住所を有している方
- 2) 鳥取県不妊治療費助成金の交付決定を受けた方
- 3) 他の市町村から給付対象の治療費に対する同種の助成金の給付を受けていない方
- 4) 助成金の交付申請日において、対象者及び世帯員に税等の滞納がない方

お問い合わせ先：岩美町役場 住民生活課 子育て支援係
0857-73-1415

